

平成27年度

教育委員会定例会（8月）議事録

四條畷市教育委員会事務局

教育委員会定例会

1 平成27年8月26日 午前10時00分四條畷市役所別館2階201会議室において、教育委員会定例会を開催する。

2 出席委員

委 員	長	山 本 博 資
職 務 代 理 員		大 村 民 子
委 員 員	三 牧 てる子	
教 育 長	田 伏 義 孝	
	藤 岡 巧 一	

3 事務局出席者

教 育 部 長	坂 田 慶 一	地 域 教 育 課 長	杉 本 一 也
教育部次長兼教育環境整備室長兼課長	西 口 文 敏	学 校 給 食 セン ター 所 長 兼 主 任	林 雅 弘
教 育 総 務 課 長	阪 本 律 子	図 書 館 長	永 野 国 広
学 校 教 育 課 長	芝 田 孝 人	教 育 部 上 席 主 幹 兼 公 民 館 長 兼 主 任	安 部 一 朗
教 育 部 上 席 主 幹	上 井 大 介	教 育 環 境 整 備 室 上 席 主 幹 兼 主 任	谷 口 隆 史
教 育 部 上 席 主 幹	河 上 弘 子	教 育 総 務 課 主 任	櫻 井 康 弘

4 議事録作成者

教育総務課主任 櫻 井 康 弘

5 付議案件

報告第18号 四條畷市いじめ問題対策連絡協議会等条例案について

山本委員長	只今から8月の教育委員会定例会を開催します。 それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、会議録署名者の指名を行います。 本日の会議録署名者は、大村職務代理にお願いします。
大村職務代理	はい、わかりました。
山本委員長	それでは議事に入ります。
山本委員長	報告第18号 四條畷市いじめ問題対策連絡協議会等条例案についてを議案といたします。
	事務局から本件の内容説明を願います。
芝田学校教育課長	はい、委員長よろしいですか。
山本委員長	はい、芝田学校教育課長どうぞ。
芝田学校教育課長	報告第18号 四條畷市いじめ問題対策連絡協議会等条例案について、平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法及び平成27年4月1日に策定した四條畷市教育大綱に基づき、全序的にいじめ問題の防止等に関する対策を講じるため、健康福祉部所管により、上記条例案を四條畷市議会9月議会に提出することについて報告させていただきます。なお、本条例は、平成24年12月に策定した四條畷市いじめ問題対策委員会条例の規定を包含することとし、既存の条例を廃案することについても併せて報告させていただきます。
	それでは、四條畷市いじめ問題対策連絡協議会等条例（案）の内容を説明させていただきます。目次をご覧ください。
	目次ですが、第1章を四條畷市いじめ問題対策連絡協議会として第1条から第5条まで、第2章を四條畷市いじめ問題対策委員会として第6条から第10条まで、第3章を四條畷市いじめ問題再調査委員会として第11条から第14条までをそれぞれ規定しております。

芝田学校教育課長

第1章の四條畷市いじめ問題対策連絡協議会については、健康福祉子ども政策課が事務を担当しています。主にいじめの未然防止に対するご意見をいただく場として協議会を設定しています。第3章の四條畷市いじめ問題再調査委員会については、政策企画部企画調整課が事務を所管していますが、いじめ問題が発生した場合は、教育委員会が調査し、保護者に報告します。もし保護者が報告に納得できなかった場合、再調査する委員会として、四條畷市いじめ問題再調査委員会が設置されます。

第2章の四條畷市いじめ問題対策委員会は、平成24年12月に制定しました四條畷市いじめ問題対策委員会条例を包含しています。この第2章について詳しく説明させていただきます。

第2章第6条の設置としましては、法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、四條畷市いじめ問題対策委員会を置きます。第7条をご覧ください。所掌事務としては、対策委員会は四條畷市教育委員会の求めに応じ、いじめの防止等のための調査及び助言に関すること及び法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査審議の事務を行います。

第8条をご覧ください。第8条には、対策委員会は委員5人以内をもって組織するとし、委員には、学識経験を有する者、臨床心理士、弁護士、その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する者とされています。

第9条をご覧ください。任期としては、委員任期は2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とするとしています。又、委員は、再任されることができるとしています。

第10条をご覧ください。委任としては、この章に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めることとしています。新条例が四條畷市議会9月議会において議決されたのち、四條畷市いじめ問題対策委員会規則（案）を教育委員会の9月定例会において、議案として提出します。

最後に附則をご覧ください。附則の第3項で、四條畷市いじめ問題対策委員会条例は廃止することとしました。第4項は経過措置を定めており、この条例の施行の日の前日において、前項の規定による廃止前の四條畷市いじめ問題対策委員会条例第4条第1項の委員である者は、この条例の施行の日に第8条第2項の規定により対策委員会の委員として委嘱されたものとみなすこととしています。この場合、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、旧条例の規定により、前委員の任期の残任期間としています。以上、報告させていただきます。

山本委員長	はい、ありがとうございます。市が所管する四條畷市いじめ問題対策連絡協議会と、教育委員会が所管する四條畷市いじめ問題対策委員会の連携は、どのようになっていますか。
芝田学校教育課長	はい、委員長よろしいですか。
山本委員長	はい、芝田学校教育課長どうぞ。
芝田学校教育課長	四條畷市いじめ問題対策連絡協議会に、事務局として教育委員会事務局も出席します。協議会で提供された資料や意見を学校へ伝え、連携が取れる体制づくりを整えています。
山本委員長	はい、ありがとうございます。現行のいじめ問題対策委員会条例の第2条に、4項目の事務内容があります。又、案として、四條畷市いじめ問題対策連絡協議会等条例の第7条に事務内容があります。この案の事務内容は、実質、現行の事務と変わらないと考えてよろしいですか。
芝田学校教育課長	はい、委員長よろしいですか。
山本委員長	はい、芝田学校教育課長どうぞ。
芝田学校教育課長	条例の文言は変わっていますが、案の事務の中に現行の4項目の事が含まれるので、事務の内容に変化はありません。
山本委員長	はい、ありがとうございます。他に何かご質問等はございませんか。
	(「なし」の声)
山本委員長	ないようですので、報告第18号についてはこれで終了させていただきます。
	それでは、その他の件にうつります。
杉本地域教育課長	・四條畷市マラソン大会について
西口教育部次長兼教育環境整備室長兼課長	・(仮称) 四條畷市新小学校等整備事業の実施方針について

山本委員長	教育長さんから、お話を頂きたいと思いますのでよろしくお願いします。 (教育長 お話)
山本委員長	以上で、本日予定の案件の審議は、すべて終了しました。これをもちまして、定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年9月30日

四條畷市教育委員会委員長 山本 博資

同 委員 大村 民子